岬町建設工事入札参加資格審査申請要領
（町内・準町内業者）

令和９年度岬町建設工事入札参加資格審査申請の受付を行います。

※【対象】　町内業者及び準町内業者・・・町外業者以外のもの

※町内業者・・・建設業の許可を受けた主たる営業所の所在地が本町の区域内にある法人（登記事項証明書に記載された本社又は本店所在地が本町の区域内にあること。）又は個人（本町の住民基本台帳に登録されていること。）で、法人にあっては法人町民税、個人にあっては個人町民税を納付しているもの

※準町内業者・・・建設業の許可を受けた主たる営業所の所在地が本町の区域外にあり、支店若しくは営業所の所在地が本町の区域内にある法人（登記事項証明書に支店登記された所在地が本町の区域内にあり、本社又は本店より委任されていること。）で、当該支店等が、建設業の許可を有し、常時従業員を配置し、本町と工事の見積、入札及び請負契約の締結について権限を有し、かつ、法人町民税を納付しているもの

１　登　録　業　種

◆建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項の規定による建設工事

建設工事の種類・・・土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

２　資　格　要　件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、岬町が発注する建設工事の入札に参加することができません。

（１）　成年被後見人

（２）　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治２９年法律第８９号）第１１条に規定する準禁治産者

（３）　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（４）　民法第１７条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（５）　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

（６）　破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

（７） 岬町の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）

（８） 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められた後２年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（９） 建設工事入札参加資格審査申請書（添付書類を含む。）中の重要な事項について虚偽の記載をした者、又は重要な事実を記載しなかった者

(10) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可を受けていない者及び同法第２７条の２３第２項に規定する経営事項審査を受けていない者

(11) 営業に関し必要な登録を受けていない者

(12) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第３３条第１項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第４１条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者

(13) 国税又は地方税等を滞納している者

(14) 雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

３　申請に必要な書類・・・別表のとおり

※令和８年度岬町建設工事入札参加資格審査申請において、町内・準町内業者として登録された業者は、「※前年度登録業者は省略可」と記載のある書類について、変更がない場合は、省略可とします。

※提出書類中の各証明書は、**令和８年１０月以降**に発行されたもの。

※申請要領及び様式は、岬町ホームページに掲載しています。また、総務課で書面配布しています。

４　受付期間及び提出方法

※システム内登録（BID-ENTRY）または郵送（持参可）

（１） 受付期間　**令和９年１月１２日（火）から２月１２日（金）まで（土・日・祝日を除く。郵送の場合、令和９年２月１２日までの消印に限り受付します。）**

（２） 提 出 先　BID-ENTRY または郵送

〒599-0392（専用郵便番号のため所在地不要）

岬町総務部総務課情報法制係　宛

（３） そ の 他　　郵送の場合、申請受領後に受領書をメールにて送付します。

５　登　録　期　間　・・・令和９年度格付け期間（１年間）

６　申請書提出後の注意事項

申請書の受付後資格審査の上、適格と認めた場合のみ登録します。

申請書提出後に、代表者や商号等に変更が生じたときは、変更届を提出してください。

※　申請等に関するお問い合せ・・・・岬町総務部　総務課　情報法制係

TEL　０７２−４９２−２７２１（直通）

７　経営事項審査についての注意事項

経営事項審査に係る総合評定値通知書（以下「経審通知書」）は、審査基準日が令和７年６月１日以降のものであって、申請時点で有効な最新の経審通知書が必要です。経審通知書が更新された場合は、有効期限が切れる前に BID-ENTRY にて申請または提出ください。（変更申請は４月１日以降から受付します）

８　資本関係・人的関係に関する届出書について

岬町では、入札参加者間に入札の適正さが確保できないと認められる資本関係又は人的関係がある場合には、以下のとおり一定の参加制限を行っております。

この入札に関する取扱いは、国の通達に基づき、国土交通省の出先機関において運用している扱いと同様のことを岬町においても適用するものです。

【①入札制限内容】

次の場合は、その対象となる者について同一入札への参加を認めません。

（１）　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社という。以下同じ。）とその子会社（会社法第２条第３号の子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（２）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（３）　一方の会社の役員（執行役員、監査役、監事及び事務局長を除く。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（４）　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

（５）　その他上記（１）から（４）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例）①　個人事業主が他の会社の議決権の総数の 50/100 以上を保有している場合

②　個人事業主が他の会社の役員となっている場合

③　岬町入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を兼ねている場合

※上記（例）は代表的な事例を示しています。これらに類似する場合も同一入札への参加を制限する場合があります。

【②入札の取扱い】

本基準に該当する二者以上から入札があった場合は、該当する者の行った入札を無効とします。

【③留意事項】

入札参加者の関係が本基準に該当する場合に、本基準に対応する目的で入札を辞退する者を決めるために当事者間で連絡をとることは、差し支えないものとします。

９　その他

本申請は、泉州南消防組合の入札参加資格登録審査申請を兼ねます。

（別表）　　≪町内・準町内≫

建設工事入札参加資格審査申請提出書類一覧表

番号	提　出　書　類	備　　考
1	岬町入札参加資格審査申請書【建設工事】（岬町建様式１）	
2	登記事項証明書又は代表者身分証明書	法人は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 個人は本籍地の市区町村長が発行する身分証明書 ※前年度登録業者は省略可
3	営業所一覧表（岬町建様式２）	委任先を設けない場合は提出不要。 ※前年度登録業者は省略可
4	委任状（岬町建様式３）	支店等に委任の場合 ※前年度登録業者は省略可
5	経営事項審査結果通知書 ※総合評定値Ｐの記載のあるもの	申請日現在で有効な最新の結果通知であること
6	工事経歴書（岬町建様式４）	直近３箇年に施工した工事を業種別に記載のこと 経営事項審査申請時の工事経歴書の写しでも可 （直近３年分）
7	技術者名簿（岬町建様式５）	工事の種類毎に作成（申請日現在で作成）
8	国税の納税証明書　法人は「その３の３」 個人は「その３の２」	法人は本店にかかる法人税・消費税及び地方消費税 個人は申告所得税・消費税及び地方消費税
9	使用印鑑届（岬町建様式６）	※前年度登録業者は省略可
10	岬町の契約からの暴力団等の排除に関する誓約書（岬町建様式７）	
11	印鑑証明書	発行官公庁の定める様式 ※前年度登録業者は省略可
12	同意書（岬町建様式８）	
13	障害者雇用状況報告書の写し	該当者のみ提出
14	営業所所在地等報告書（岬町建様式９）	※前年度登録業者は省略可
15	受付票（岬町建様式１０）	紙提出の業者のみ

（注）上記のうち、３・４・６・７について、記載内容が同程度であれば各社で作成されたものを提出いただいても結構です。